

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
に当たるときは、
翌日)

目 次

◇告

示 字の区域の変更(三件) (地方課)

土地改良法による換地処分(三件) (農村整備課)

告 示

鳥取県告示第二百八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による智頭地区第五工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する、
字の名称
同上の区域(平成三年十二月五日現在の地番による。)

大字奥本字郷平

大字奥本字郷平のうち五四の一部、七二の一部、七三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五四、五四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字奥本字下モ田一五一の一部、一五三の一部、一五四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字奥本字宇丹

大字奥本字郷平七二の一部、七三
大字奥本字宇丹の全域

大字奥本字新平田

大字奥本字新平田の全域
大字奥本字皆地一一六、一一六の一から一一六の三まで、一一六の六、一一六の次一、一一七の二、一一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字奥本字皆地

大字奥本字皆地のうち一一六、一一六の一から一一六の三まで、一一六の六、一一六の次一、一一七の二、一一〇の一部、一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字奥本字白ヶ谷一三二の一部

大字奥本字白ヶ谷

大字奥本字皆地一三二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字奥本字白ヶ谷のうち一三二の一部以外の区域

<p>大字奥本字下モ</p>	<p>大字奥本字郷平五四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五四、五四の二と一体をなす国有地の一部 大字奥本字下モ田のうち一五の二の一部、一五三の一部、一五四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字奥本字土居一六一、一六一の一、一六二から一六四まで、一六四の一、一六四の次一、一六五の一の一部、一六五の二、一七〇の二の一部、一七〇の三の一部、一七〇の次一の一部、一七〇の次二の一部、一七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字奥本字土居</p>	<p>大字奥本字土居のうち一六一、一六一の一、一六二から一六四まで、一六四の一、一六四の次一、一六五の一の一部、一六五の二、一七〇の二の一部、一七〇の三の一部、一七〇の次一の一部、一七〇の次二の一部、一七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字奥本字上原一七八の一の一部、一七九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七七の一、一七八の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字奥本字上原</p>	<p>大字奥本字上原のうち一七八の一の一部、一七九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七七の一、一七八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字奥本字向田</p>	<p>大字奥本字向田のうち二一五の一の一部、二一五の三、二一六の一、二一六の二の一部、二一六の三、二一七の三の一部、二一八の一部、二一八の一から二一八の三まで、二一九の一部、二二〇の一部、二二〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字奥本字カノ里</p>	<p>大字奥本字カノ里のうち二三五の一の一部、二三五の次二の一部、二三六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字奥本字垣ノ内</p>	<p>部以外の区域</p>
<p>大字奥本字田中</p>	<p>大字奥本字カノ里二三五の一の一部、二三五の次二の一部、二三六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字奥本字垣ノ内の全域 大字奥本字田中二四八の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字奥本字田中</p>	<p>大字奥本字向田二一八の一部、二一八の一の一部、二一八の二、二一八の三、二一九の一部、二二〇の一部、二二〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字奥本字田中のうち二四八の一、二四八の二の一部、二四八の三、二四八の四、三〇四、三〇四の一、三〇四の二、三〇五の一部、三〇六の一、三〇六の二の一部、三〇六の三の一部、三〇六の四、三〇七の一、三〇七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字奥本字道セイ四五一の三、四五三の一の一部、四五三の二の一部、四五三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四五一、四五四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字奥本字荘ノ田</p>	<p>大字奥本字田中二四八の一の一部、二四八の二の一部、二四八の三、二四八の四、三〇四、三〇四の一、三〇四の二、三〇五の一部、三〇六の一、三〇六の二の一部、三〇六の三の一部、三〇六の四、三〇七の一、三〇七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字奥本字荘ノ田のうち三一七の一の一部、三一七の二の一部、三一八の一の一部、三一八の二、三一八の一から三一八の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字奥本字岩ノ元三六一の一部、三六二の一部、三六三の一部、三六四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五四、三五五、三五五の一、三六〇と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字奥本字筈ノ</p>	<p>大字奥本字下モ 土居</p>	<p>大字奥本字道セ</p>	<p>大字奥本字岩ノ 元</p>	<p>大字奥本字筈木 口</p>
<p>大字奥本字下モ土居五五二の一の一部、五五二の六の一部</p>	<p>大字奥本字下モ土居のうち五五二の一の一部、五五二の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字奥本字筈ナ五五五の二の一部、五五七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五五七と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字奥本字向田二二五の一の一部、二二五の三、二二六の一、二二六の二の一部、二二六の三、二二七の三の一部、二二八の一部、二二八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字奥本字道セイのうち四五三の三、四五三の一の一部、四五三の二の一部、四五三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四五三、四五四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字奥本字岩ノ元のうち三六一の一部、三六二の一部、三六三の一部、三六四及びこれらと一体をなす国有地並びに三五四、三五五、三五五の一、三六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字奥本字筈木口八四五の四、八四五の五及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字奥本字筈ノ田三一七の一の一部、三一七の二の一部、三一八の一の一部、三一八の二、三一八の三、三一八の四、三一八の五、三一九の一から三一九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字奥本字岩ノ元三六三の一の一部、三六四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字奥本字筈木口のうち八四五の四、八四五の五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字大背字竹ヶ 鼻</p>	<p>大字大背字竹ヶ鼻のうち一一四八、一一四九の二の一部、一一五〇の一部、一一五一の一部、一一五二の二、一一五六の四の一部、一一六〇の一、一一六〇の二、一一六一の一、一一六二の一、一一六三の一、一一六四の一、一一六五、一一六六の一、一一六七の一、一一六八、一一六</p>	<p>大字奥本字スミ 谷</p> <p>大字奥本字筈ナ五七四の一の一部、五七四の三の一部、五七五の一の一部、五七五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字奥本字又毛口五八五の一の一部 大字奥本字スミ谷のうち六一六の一の一部、六一七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字大背字夏長一二二四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字奥本字又毛 口</p> <p>大字奥本字筈ナ五七七の一の一部、五七八の一の一部、五七八の二、五七九、五八〇、五八三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五七五の二と一体をなす国有地の一部 大字奥本字又毛口のうち五八四の一部、五八五の一の一部以外の区域</p>	<p>及びこれらと一体をなす国有地 大字奥本字筈ノのうち五五五の二の一部、五五七の一部、五七四の一の一部、五七四の三の一部、五七四の四、五七五の一の一部、五七五の二、五七七の一の一部、五七八の一の一部、五七八の二、五七九、五八〇、五八三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五五七、五七一の二、五七三の二、五七四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字奥本字又毛口五八四の一部、五八五の一の一部 大字大背字夏長一二二〇の一、一二二一と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字大背字ドンメン</p>	<p>九及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一一四七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字大背字荒神</p>	<p>大字大背字ドンメン一一七三の二、一一七四の二、一一七五の二、一一八二の三、一一八三の二、一一八四の二、一一八五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一七〇、一一七一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字大背字竹ヶ鼻</p>	<p>大字大背字竹ヶ鼻一一四八、一一四九の二の一部、一一五〇の一部、一一五一の二の一部、一一五二の二、一一五六の四の一部、一一六〇の二、一一六〇の二、一一六一の二、一一六二の二、一一六三の二、一一六四の二、一一六五、一一六六の二、一一六七の二、一一六八、一一六八及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一一四七と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字大背字夏長</p>	<p>大字大背字ドンメンのうち一一七三の二、一一七四の二、一一七五の二、一一八二の三、一一八三の二、一一八四の二、一一八五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一七〇、一一七一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字大背字荒神下のうち一一〇〇の五の一部、一一〇一の二の一部以外の区域 大字大背字夏長一一〇八の二、一一〇八の四、一一〇八の五、一一二二、一一二二〇の二、一一二二一、一一二二四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字奥本字荘ナ五七四の二の一部、五七四の三の一部、五七四の四、五七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七一の二、五七三の二、五七四の三と一体をなす国有地の一部</p>

大字奥本字スミ谷六一六の二の一部、六一七及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第二百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による溝口地区第五工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（平成三年一月十八日現在の地番による。）</p>
<p>白水字下モ田</p>	<p>白水字下モ田のうち一一二の二の一部、一八、一九の四、二〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一一二の二、一九の三、二〇の二、二〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>白水字下貝市</p>	<p>白水字下モ田一一二の二の一部、一八、一九の四、二〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一一二の二、一九</p>

白水字中河原	の三、二〇の二、二〇の三と一体をなす国有地の一部 白水字下貝市の全域
白水字荒神ノ前	白水字中河原のうち二二三の一、二二四の二、二二四の三、二二六の二、二二七の六と一体をなす国有地の一部以外の区域
白水字上中河原	白水字荒神ノ前のうち二九二の五以外の区域 白水字上中河原三二二の一の一部、三一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
白水字サナノ前	白水字中河原二二三の一、二二四の二、二二四の三、二二六の二、二二七の六と一体をなす国有地の一部 白水字荒神ノ前二九二の五 白水字上中河原のうち三二二の一の一部、三一四の二の一部、三二一の四、三二三の一、三二四の一、三二七の一、三二八の一、三二九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三二一の九と一体をなす国有地以外の区域
白水字サナノ前	白水字上中河原三二二の四、三二三の一、三二四の一、三二七の一、三二八の一、三二九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三二一の九と一体をなす国有地 白水字サナノ前のうち四二二の一部、四二三の一部、四四四の三の一部、四四五の一部、四四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四四の三、四四四の四、四四五と一体をなす国有地の一部以外の区域
白水字平井手下タ	白水字平井手下タ四五二の二、四五二の一、四五四の一から四五四の三まで、四五五の二、四五七の二、四五八の三、四五八の五、四六〇の二と一体をなす国有地の一部 白水字サナノ前四二二の一部、四二三の一部、四四四の三の一部、四四五の一部、四四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四四の三、四四四の四、四四五と一体

をなす国有地の一部
白水字平井手下タのうち四五二の二、四五二の一、四五四の一から四五四の三まで、四五五の二、四五七の二、四五八の三、四五八の五、四六〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による本町五丁目（湯頭）地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成三年十一月八日現在の地番による。）
大字小江尾字三通田	大字小江尾字三通田のうち七四四の一部以外の区域
大字小江尾字六良免	大字小江尾字三通田七四四の一部 大字小江尾字六良免の全域

大字小江尾字井手下タフケ	大字小江尾字井手下タフケ一三五の二の一部、一三六の一部、一二七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字小江尾字井手下タフケのうち一二五の二の一部、一二六の一部、一二七の一部、一三四、一三五、一三六の一部、一三七の一部、一三九の二の一部、一三九の二から一三九の四まで、一四〇、一四一の一から一四一の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字小江尾字井手下タフケ一三四、一三五、一三六の一部、一三七の一部、一三九の二の一部、一三九の二から一三九の四まで、一四〇、一四一の一から一四一の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字小江尾字湯頭	大字小江尾字湯頭二〇六、二〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九八から二〇〇まで、二〇一の二、二〇三から二〇五までと一体をなす国有地の一部
大字小江尾字湯頭のうち二〇六、二〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九八から二〇〇まで、二〇一の二、二〇三から二〇五までと一体をなす国有地の一部以外の区域	大字小江尾字湯頭のうち二〇六、二〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九八から二〇〇まで、二〇一の二、二〇三から二〇五までと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る智頭地区第五工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る溝口地区第五工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る本町五丁目（湯頭）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次